

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認等を受けた家畜防疫の対応

1-(ア) 十和田湖関連における農林水産省の対応

1. 野鳥のサーベイランス強化を要請（4月28日）
 - ・ 環境省に対し、野鳥のサーベイランスを強化するよう要請
2. 農場への緊急的な立入指導等の実施を要請（4月28日）
 - ・ 十和田湖周辺の秋田県、青森県、岩手県に対し、養鶏農場への緊急的な立入指導（防鳥ネットの点検、飼養衛生管理の徹底）等の実施を要請
 - 5月1日までに終了し、異常ないことを確認
3. 飼養衛生管理の徹底を要請（4月28日）
 - ・ 全都道府県に対し、野鳥の侵入防止対策の徹底、農場に出入する車両の消毒の徹底、異常鶏の早期発見、早期通報等の防疫対策のための通知を发出
4. 緊急的な消毒の実施を通知（5月1日）
 - ・ 全都道府県に対し、緊急的な措置として、家畜防疫員の指示に基づき消石灰等の農場内散布についての通知を发出
 - 秋田県、青森県、岩手県が県内全域を対象として実施中
5. 風評被害に関する対応
東北農政局が5月2日、6県469店舗を調査。不適切な表示等は確認されていない

1- (イ) 十和田湖関連における青森県・岩手県・秋田県の対応

1. 鳥インフルエンザウイルス検出の経緯

4月21日 オオハクチョウを収容(死亡3羽、衰弱1羽)

25日 簡易キットで陽性を確認

28日 H5亜型を確認

29日 病原性、N1亜型を確認(H5N1亜型(強毒タイプ)を確認)

2. 各県の対応

<青森県>

4月28日 30km圏内の千羽以上の39農場の聞き取りにより、異常がないことを確認

5月 1日 30km圏内の千羽以上の39農場の立入指導により、異常が無いことを確認

12日 30km圏内の千羽以上の3農場の緊急消毒を終了

(残り36農場は今週中に実施予定。)

<秋田県>

5月 1日 30km圏内の千羽以上の11農場の聞き取り及び立入指導により、異常が無いことを確認

5月 5日 30km圏内の千羽以上の11農場の緊急消毒を終了

<岩手県>

4月28日 30km圏内の千羽以上の2農場の聞き取り及び立入指導により、異常が無いことを確認

5月 2日 30km圏内の千羽以上の2農場の緊急消毒を終了

※ なお、3県とも、県内の全農場について消毒を実施中

2- (ア) 野付半島・サロマ湖関連における農林水産省の対応

1. 農場への緊急的な立入指導等の実施を要請 (5月5日)
 - ・ 野付半島で確認された事例 (5月5日) を踏まえ、北海道が根室管内の9戸の養鶏農場への緊急的な立入指導 (防鳥ネットの点検、飼養衛生管理の徹底) 等を実施
 - 5月5日までに終了し、異常ないことを確認 (道下全域についても定期的な報告の強化 (月に1回報告から週に1回報告へ) を要請)
 - ・ サロマ湖畔で確認された事例 (5月10日) については、5日の疑い事例の確認時以降、北海道が、網走管内の8戸の養鶏農場への緊急的な立入指導 (防鳥ネットの点検、飼養衛生管理の徹底) 等を実施
 - 5月6日までに終了し、異常ないことを確認
2. 飼養衛生管理の再徹底を要請 (5月5日)
 - ・ 全都道府県に対し、野鳥の侵入防止対策の徹底、農場に出入する車両の消毒の徹底、異常の早期発見、早期通報等の防疫対策の再徹底のための通知を发出
3. 緊急的な消毒の実施を通知 (5月1日及び5日)
 - ・ 全都道府県に対し、緊急的な措置として、家畜防疫員の指示に基づき消石灰等の農場内散布についての通知を发出
 - 北海道が網走管内の全域を対象として実施中 (根室管内は7日に終了)
4. 風評被害に関する対応
 - 北海道農政事務所が7~8日及び12日に、529店舗を調査。不適切な表示等は確認されてない。

2- (イ) 野付半島・サロマ湖関連における北海道の対応

I 野付半島(北海道根室管内)

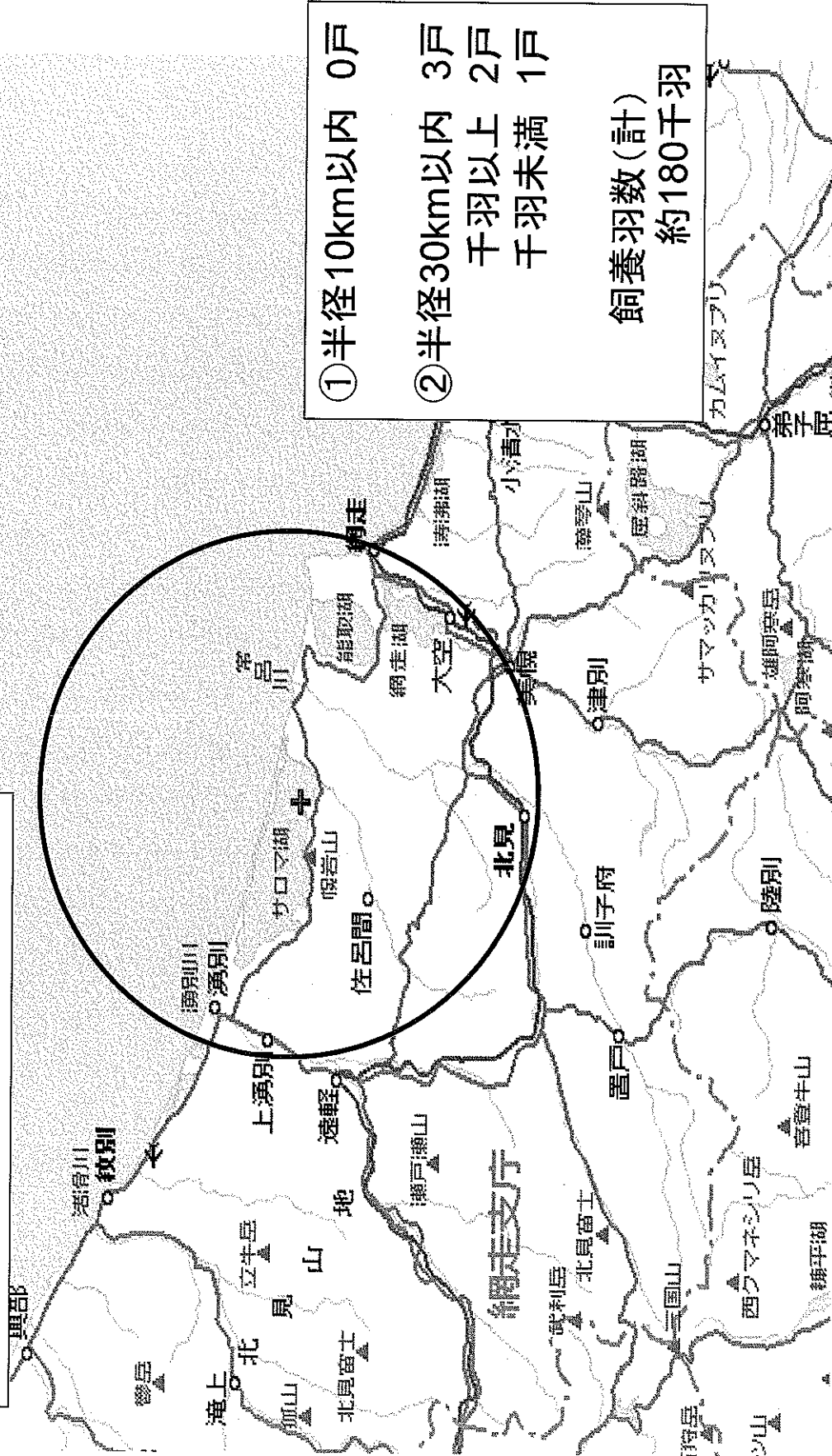
- 4月24日 オオハクチョウを収容(死亡1羽)
5月 1日 簡易キットで陽性を確認
2日 根室管内全9農場の聞き取りにより異常がないことを確認
・30km圏内5農場(千羽以上1農場、千羽未満4農場)
・30km圏外4農場(千羽以上1農場、千羽未満3農場)
5日 H5N1亜型(強毒タイプ)を確認
根室管内全9農場の立入指導により異常がないことを確認
7日 根室管内全9農場の緊急消毒を終了

II サロマ湖畔(北海道網走管内)

- 5月 5日 オオハクチョウを収容(死亡1羽)
簡易キットで陽性を確認
網走管内全8戸29農場(千羽以上のみ)
・30km圏内3戸12農場(千羽以上2戸11農場、千羽未満1戸1農場)
・30km圏外6戸18農場(千羽以上6戸18農場、千羽未満は確認中)
6日 30km圏内2戸11農場の立入指導により異常がないことを確認
9日 30km圏外6戸18農場の立入指導により異常がないことを確認
10日 H5N1亜型(強毒タイプ)を確認
網走管内全農場の緊急消毒を開始

2-(工) サロマ湖畔における死亡白鳥確認地点から 半径30km以内の農場について

白鳥の検査結果
簡易検査確認: 5月5日
H5N1(強毒タイプ)確認: 5月10日



平成20年5月1日
農 林 水 産 省

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認に伴う
緊急的な消毒の実施について

秋田県で野鳥への高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された事例を踏まえ、今後の発生予防に万全を期すための緊急の措置として、青森県、秋田県及び岩手県を中心に、家畜伝染病予防法に基づき、鶏を飼養している農場における消毒の徹底を図るよう、下記のとおり通知しましたのでお知らせします。

1. 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
2. 実施の根拠
家畜伝染病予防法第9条に基づく、消毒方法等の実施に係る都道府県知事の命令により実施
(今回、秋田県で野鳥への高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された事例を踏まえ、養鶏農場への侵入を予防するため緊急的な措置として実施)
3. 実施方法
 - (1) 実施する区域等
 - ① 青森県、秋田県及び岩手県内の、今回、高病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染が確認された野鳥が発見された地点から半径30km圏内にある、1,000羽以上の養鶏農場(56戸)
 - ② 青森県、秋田県及び岩手県内の養鶏農場等のうち、家畜防疫員が必要と認める、①以外の農場等
 - ③ 青森県、秋田県及び岩手県以外の知事が必要と判断した都道府県で、家畜防疫員が必要と認める養鶏農場等
 - (2) 実施時期
平成20年5月1日(木)～31日(土)
 - (3) 消毒方法
都道府県の家畜防疫員の指示に基づき、消石灰等の農場内(鶏舎周囲及び農場外縁部)散布
 - (4) 経費
家畜伝染病予防法第60条第1項第6号に基づき、消石灰等の購入経費については、全額国が負担

【問い合わせ先】

連絡先：農林水産省消費・安全局
動物衛生課
代表：03-3502-8111(内線4582)
直通：03-3502-8292
担当：山本、山野

当資料の農林水産省ホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/jpress/>

野鳥の鳥インフルエンザに係る対応状況等について
《平成20年5月12日(月)16時現在》

	本日までの対応 (は土曜日以降の情報)	今後の予定
全国	<ul style="list-style-type: none"> ○国内防疫の再徹底を指示(4月28日、5月5日通知) ○自民党鳥インフルエンザ対策本部(5月1日) ○緊急的な消毒の実施の指示(5月1日通知) ○新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議幹事会(5月1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○各県の実施計画を取りまとめ ○環境省専門家会合(5月12日 13:30~) ○家きん疾病小委(5月13日18時~)
北海道	<p>◎野付半島</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道大学 <ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型(強毒タイプ)を確認(5月5日) ○道下全域(105農場) <ul style="list-style-type: none"> ・週1回(5月5日~)の報告徴求の要請(終了:5月2日) ○うち根室管内(30km圏内を除く4農場) <ul style="list-style-type: none"> ・異常の有無等の聞き取り調査及び飼養衛生管理の指導:(終了:5月2日)異常なし ・立入指導(終了:5月5日) ・緊急消毒(終了:5月7日) ○うち30km圏内(5農場) <ul style="list-style-type: none"> ・異常の有無等の聞き取り調査及び飼養衛生管理の指導:(終了:5月2日)異常なし ・立入指導(終了:5月5日)異常なし ・緊急消毒(終了:5月7日) 	
	<p>◎サロマ湖</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道大学 <ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型(強毒タイプ)を確認(5月10日) ○道下全域(105農場) <ul style="list-style-type: none"> ・週1回(5月5日~)の報告徴求の要請(終了:5月2日) ○うち網走管内(30km圏内を除く6戸18農場) <ul style="list-style-type: none"> ・異常の有無等の聞き取り調査及び飼養衛生管理の指導:(終了:5月5日聞き取り、5月9日立入)異常なし ○うち30km圏内(2戸11農場) <ul style="list-style-type: none"> ・異常の有無等の聞き取り調査及び飼養衛生管理の指導:(終了:5月5日聞き取り、5月6日立入)異常なし ・緊急消毒:(終了:5月12日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○6戸18農場に対し、立入指導を行うとともに、緊急消毒を実施予定

	本日までの対応（ <u>は土曜日以降の情報</u> ）	今後の予定
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ○県下全域（163農場） ・異常の有無等の聞き取り調査及び飼養衛生管理の指導（終了：4月28日）：<u>異常なし</u> ・立入指導（終了：5月5日）：<u>異常なし</u> ・緊急消毒（5月2日より開始、<u>実施中</u>） ○うち30km圏内（39農場） ・立入指導（終了：5月1日）：<u>異常なし</u> ・緊急消毒（5月2日より開始、<u>実施中</u>） 	○緊急消毒の継続
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ○県下全域（460農場） ・異常の有無等の聞き取り調査及び飼養衛生管理の指導（終了：4月28日）：<u>異常なし</u> ・緊急消毒（5月12日より開始、<u>実施中</u>） ○うち30km圏内（2農場） ・立入指導（終了：4月28日）：<u>異常なし</u> ・緊急消毒（終了：5月2日） 	○緊急消毒の継続
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ○動物衛生研究所 ・高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型（強毒タイプ）を確認（4月28日） ○県下全域（109農場） ・異常の有無等の聞き取り調査及び飼養衛生管理の指導（終了：5月1日）：<u>異常なし</u> ・緊急消毒（5月2日より開始、<u>実施中</u>） ○うち30km圏内（15農場※） ・立入指導（終了：5月1日）：<u>異常なし</u> ・緊急消毒（終了：5月5日） <p style="text-align: center;">※飼養鶏数 1,000羽未満を含む</p>	○緊急消毒の継続
その他	○山形県における死亡野鳥（鶇）のウイルス検査（陰性を確認：5月7日）	

連絡先：動物衛生課 山本・星野 内線4582 直通3502-8292

◎連絡先（直通電話）

- 農林水産省消費・安全局動物衛生課
電話：03-3502-8292
- 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課家畜衛生グループ
電話：011-204-5441
- 青森県農林水産部畜産課衛生・安全グループ
電話：017-734-9498
- 岩手県農林水産部畜産課振興・衛生担当
電話：019-629-5722
019-629-5729
- 秋田県農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
電話：018-860-1809

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

野生の白鳥から A 型インフルエンザウイルス H5 亜型が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

今般、環境省の通知に基づき実施している野鳥のサーベイランスにより、秋田県において野生の白鳥から H5 亜型の A 型インフルエンザウイルスが別添のとおり分離されたことをお知らせします。

高病原性鳥インフルエンザについては、先般、「韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う国内防疫の徹底について」（平成20年4月4日付20消安第112号農林水産省消費・安全局長通知）により、防疫措置の徹底をお願いしたところですが、今回の事例を踏まえ、環境部局との連携を図りつつ、下記の事項を再度徹底し、本病の防疫対策に遺漏ないようお願いします。

なお、分離ウイルスの鶏接種試験による病原性の判定、NA 亜型判定試験については、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所で引き続き実施しているところです。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野鳥の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底などの高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第1の1「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本

病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った早期発見・早期通報等の危機管理体制の再点検を行うこと。

20消安第1410号
平成20年5月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認に伴う緊急的な消毒
実施について

平素より家畜防疫の推進にご尽力いただきありがとうございます。今般、秋田県十和田湖畔で回収されたオオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されたことを踏まえ、緊急的な対応として、本ウイルスの養鶏農場への侵入防止に万全を期するためには、農場での消毒薬の散布を徹底することが重要です。

つきましては、下記事項に御留意の上、発生予防のため、家きん飼育農場での消毒及び消毒の指導の徹底について、速やかな対応をお願いします。

記

- 1 実施の目的
緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施の根拠
家畜伝染病予防法第9条に基づく、消毒方法等の実施に係る命令により実施
- 3 実施方法
 - (1) 実施する区域
 - ア 青森県、秋田県及び岩手県内の鶏を飼養する農場のうち、今回、十和田湖畔で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された野鳥が発見された地点から半径30km圏内に位置する、1,000羽以上の鶏を飼養するすべての農場
 - イ ア以外の青森県、秋田県及び岩手県内の家きん飼育施設のうち、家畜防疫員が必要と認める施設
 - ウ 青森県、秋田県及び岩手県以外の都道府県の家きん飼育施設のうち、都道府県知事が必要と判断した家きんを飼養している施設であって、家畜防疫員が必要と認める施設
 - (2) 実施の期日
平成20年5月1日から平成20年5月31日まで
 - (3) 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布

4 その他

今後、新たに野鳥で感染が確認された都道府県については、3の（1）のア及びイと同様の扱いとする。

写

20消安第1411号

平成20年5月1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス分離事例に係る緊急的な消毒実施に当たっての留意事項について

このことについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認に伴う緊急的な消毒実施について」（平成20年5月1日付け消安第1410号農林水産省消費・安全局長通知）によりお知らせしているところですが、具体的な実施方法等について、下記のとおりお知らせしますので対応方よろしくお願ひします。

なお、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第9条に定める消毒の実施に当たり公示すべき事項の例を別添のとおり参考までにお知らせします。

記

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの感染経路としては、平成19年1月の2県の発生事例において、渡り鳥が国内にウイルスを持ち込むおそれが指摘されたところであり、今般、秋田県において死亡した白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された事例を受けて、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に万全を期すための緊急措置として、法に基づき、家きん飼育施設で消石灰等による消毒を実施する。

2 実施する区域及び対象農場

消毒を実施する区域としては、今回の白鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離状況を踏まえ、

- (1) 青森県、秋田県及び岩手県内の鶏を飼養する農場のうち、今回、十和田湖畔で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された白鳥が発見された地

点から半径 30km 圏内に位置する、1, 000 羽以上の鶏を飼養するすべての農場
(2) (1) 以外の青森県、秋田県及び岩手県内の家きん飼育施設のうち、家畜防疫員が必要と認める施設

(3) 青森県、秋田県及び岩手県以外の都道府県の家きん飼育施設のうち、都道府県知事が必要と判断した家きんを飼養している施設であって、家畜防疫員が必要と認める施設

なお、この消毒は、農場主等に対して消毒を実施すべき旨を法に基づき命ずることが必要となるため、実施に当たっては、別紙を参考に農場主等に対し消毒の指示を行った上で、実施することとする。

3 実施の期日

今般の本病の発生状況を踏まえ、発生を防止するために緊急的な対応が必要であることから、平成 20 年 5 月 1 日から 31 日までの間に実施することとするが、極力早期に実施させるように指導する。

4 消毒方法

(1) 飼養者自らの緊急な対応が困難と見込まれる場合は、消毒に必要な消石灰等の消毒薬を各都道府県が入手し、必要に応じ農場主等が農場へ搬送し、家畜防疫員の指導の下で実施する。なお、指導は現地における指導の他、文書による指導でも差し支えない。

(2) 消毒実施対象農場の各鶏舎から少なくとも 1メートル以上の範囲で消石灰等の消毒薬を散布するとともに、農場外縁部の内側 1メートル以上の範囲で散布する。
(参考参照)

(3) ウインドレス鶏舎等、ネズミ等が侵入し得ない構造になっている鶏舎の周囲については、鶏舎出入口周辺のみに散布する。

(4) 農場の各鶏舎周囲及び農場外縁部への消毒薬の散布に当たっては、環境に与える負荷に十分考慮することとし、河川に隣接している農場であって当該河川の下流域の近隣に上水道の取水口がある場合は注意して実施する。

(5) 家畜防疫員は、消毒を指示した農場の各鶏舎周囲及び農場外縁部に消毒薬が散布されていることを巡回等（農場内への立入りは必ずしも必要はない）により確認する。

5 経費負担

今回の消毒は、全国的な本病の発生を予防するため緊急的に実施するものであることから、実施の期日内に都道府県の家畜防疫員の指導のもと消毒を実施する農場に限り、法第 6.0 条第 1 項第 6 号に基づき、消毒薬の購入費の全額を国が負担する。

なお、家畜伝染病予防費の国への手続等については別途お知らせする。

6 その他

今後、新たに野鳥で感染が確認された都道府県については、2の(1)及び(2)と同様の扱いとする。

写

20消安第1509号
平成20年5月5日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道において野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

今般、環境省が実施している野鳥のサーベイランスにより、北海道において野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型（強毒タイプ）が別添（環境省プレス）のとおり分離されたことをお知らせします。

高病原性鳥インフルエンザについては、先般、「野生の白鳥から A 型インフルエンザウイルス H5 亜型が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について」（平成20年4月28日付け20消安第1235号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、防疫措置の再徹底をお願いしたところですが、今回の事例においても、引き続き環境部局との連携を図りつつ、下記の事項を徹底の上、本病の防疫対策に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野鳥の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底などについて定めた高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第1の1「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った早期発見・早期通報等の危機管理体制の再点検を行うこと。

4 ウイルス分離に伴う緊急消毒の実施について

「野鳥における高病原性インフルエンザウイルスの確認に伴う緊急的な消毒実施について」（平成20年5月1日付け消安第1410号農林水産省消費・安全局長通知）により緊急的な消毒等についてお願いしたところですが、これについて積極的に対応するとともに、今回、北海道において、高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型（強毒タイプ）の感染が確認された野鳥が発見された地点から半径30km 圏内の鶏を飼養する農場については、この局長通知の記の3の（1）に準じ、対応するものとする。